

子育てコンシェルジュ相談窓口の設置について

1 概要

本年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されたことなどを受け、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者、妊娠している方等がそのニーズに基づき、幼稚園・保育所等の教育・保育施設や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う「子育てコンシェルジュサービス」を10月1日から実施したところである。

このため、市内7地区保健福祉センターに「子育てコンシェルジュ相談窓口」を設置し、このうち、「平」、「小名浜」、「勿来・田人」、「常磐・遠野」の4地区保健福祉センターには、その業務を専任で担当する「子育てコンシェルジュ」を配置した。

2 設置場所

地区保健福祉センター	担当職員	電話
平地区保健福祉センター	子育てコンシェルジュ（嘱託職員）	22-7457
小名浜地区保健福祉センター	子育てコンシェルジュ（嘱託職員）	54-2111
勿来・田人地区保健福祉センター	子育てコンシェルジュ（嘱託職員）	63-2111
常磐・遠野地区保健福祉センター	子育てコンシェルジュ（嘱託職員）	43-2111
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	市職員	27-8691
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	市職員	32-2114
小川・川前地区保健福祉センター	市職員	83-1329

- ・ 市内7地区保健福祉センターに「子育てコンシェルジュ相談窓口」を設置し、保育所・幼稚園等の施設や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の利用案内・相談等に応じる。
- ・ 「子育てコンシェルジュ」の配置のない地区保健福祉センターでは、児童福祉担当職員が中心となって業務にあたる。
- ・ 「子育てコンシェルジュ」の配置の有無にかかわらず、地区保健福祉センターの児童福祉担当職員のほか、相談内容に応じて、家庭相談員、保健師等も関わり、組織的な対応を図る。

3 窓口設置日

10月1日（木）

4 子育てコンシェルジュサービスについて

(1) 対象

妊娠している方、子育て中の方、いわき市で子育てを考えている方等

(2) 内容

設置場所において、「窓口」・「電話」での相談を行う。

- ① 保育所、幼稚園、認定こども園などの施設の利用案内
- ② 一時預かり、延長保育、放課後児童クラブ等の子育てサービスの利用案内
- ③ 子育てに関する相談 等

5 事業の周知方法

事業の周知については、市長記者会見のほか、広報いわき 10月号（特集）、市公式ホームページ・フェイスブック・ツイッター、保育所、幼稚園等各施設への広報用チラシの配布等により周知に努めている。

6 設置後の相談件数

(10/1～10/31)

窓口相談	電話相談	訪問相談	その他	合計
424	134	6	9	573

(主な相談内容)

- ・新年度の保育所入所申込に関する相談
- ・一時預かりに関する相談

7 今後について

子育てコンシェルジュ相談窓口において、子育てに関する様々な相談等から把握した市民ニーズ等を踏まえながら、今後の市の子ども・子育て支援施策につなげていくとともに、現在4カ所となっている専任職員の配置についても、拡充を検討することとしている。

子育てコンシェルジュサービス開始

～ 相談窓口のご案内 ～



いわき市には、保育所、幼稚園、認定こども園などのほか、一時預かり、延長保育、放課後児童クラブなど、様々な子育て関係の施設やサービスがありますが、どんな場合に、どの施設やサービスを利用したらいいか迷うことはありませんか？

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことなどを受け、10 月から、市内各地区保健福祉センターに「子育てコンシェルジュ相談窓口」を設置し、「子育てコンシェルジュ」や「市職員」などがお話を伺いながら、家庭の状況に応じた施設やサービスをご案内します。

- 対象 妊娠している方、子育て中の方、いわき市で子育てを考えている方 など
- 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(土・日曜日、祝祭日、年末年始期間を除く)※受付は午後 5 時まで
- 利用料金 無料 (※ただし、ご案内する施設やサービスを利用する場合には一定の利用料金がかかる場合があります。)
- 内容 下記の実施場所において、「窓口」・「電話」での相談を行います。
 - ・保育所、幼稚園、認定こども園などの施設の利用案内
 - ・一時預かり、延長保育、放課後児童クラブなどの子育てサービスの利用案内
 - ・子育てに関する相談 等



- ・仕事が見つかったので、子どもを預けたいけど、どこがいいのかな？
- ・希望の保育所に入れなかったけど、他に空いているところはないのかな？

●実施場所（お問い合わせ先）

場 所	所在地	電話番号
平地区保健福祉センター	平字梅本21 (いわき市役所1階)	22-7457
小名浜地区保健福祉センター	小名浜花畑町34-2 (小名浜支所北分庁舎)	54-2111 (内線5175)
勿来・田人地区保健福祉センター	錦町大島 1 (勿来支所内)	63-2111 (内線5372)
常磐・遠野地区保健福祉センター	常磐湯本町吹谷76 (常磐支所内)	43-2111 (内線5574～75)
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	内郷高坂町四方木田191 (総合保健福祉センター内)	27-8691
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	四倉町字西四丁目11-3 (四倉支所内)	32-2114
小川・川前地区保健福祉センター	小川町高萩字下川原15 (小川支所内)	83-1329

【子育てコンシェルジュサービス全般に関するお問い合わせ】

いわき市 こどもみらい部 こどもみらい課 企画係 (いわき市役所 7 階)

TEL : 22-7483 FAX : 22-7029 MAIL : kodomomirai@city.iwaki.fukushima.jp

参考：子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度です。

新制度の実施主体は市町村となり、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の見込み（需要）と確保方策（供給）を見込み、地域の実情に応じた「子ども・子育て支援事業計画」を策定して、子ども・子育て支援の充実を図るものです。

■新制度の給付や事業

子ども・子育て支援新制度は、大きく以下の2つに分かれます。

【新制度における給付・事業の全体像】

子どものための教育・保育給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園(新制度への移行は選択可)
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育（利用定員6～19人）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健診
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■教育・保育認定について

新制度では、保護者からの申請を受けた市町村が、子どもの年齢や基準に応じ、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなります。また、地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を支援する事業であり、保育の必要性の認定にかかわらず利用できます。

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	利用施設等	利用時間
教育標準時間認定	1号	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
保育認定	2号	あり	保育所 認定こども園	教育標準時間 保育短時間
	3号	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業	教育標準時間 保育短時間